

議案第3号

渋谷区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月18日

渋谷区長 長谷部 健

渋谷区手数料条例の一部を改正する条例

渋谷区手数料条例（昭和33年渋谷区条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1番号127の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「マンション建替組合」を「マンション再生組合」に改め、同表番号131の項から番号133の項までを削り、同表番号130の項を同表番号131の項とし、同表番号129の項を削り、同表番号128の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の59第1項」に改め、「建築物の容積率」の次に「又は各部分の高さ」を加え、「要除却」を「要除却等」に、「の容積率の」を「又は要除却等認定マンションの更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さの」に改め、同項を同表番号130の項とし、同表番号127の項の次に次の2項を加える。

128	マンションの再生等の円滑化に関する法律第113条第1項の規定に基づき認可されたマンション等売却組合に関する証明の申請に対する審査	マンション等売却組合認可等証明申請手数料	1件につき	500円	証明申請のとき
129	マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の6第1項の規定に基づき認可されたマンション除却組合に関する証明の申請に対する審査	マンション除却組合認可等証明申請手数料	1件につき	500円	証明申請のとき

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前になされたマンション管理計画の認定の申請、マンション管理計画の認定の更新の申請及びマンション管理計画の変更の認定の申請に対する審査に係る手数料については、なお従前の例による。

(説明)

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正等に伴い、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。